

人材紹介サービス利用申込書

ちばぎんキャリアサービス株式会社 御中

本書に記載される「人材紹介サービス利用規約」及び「人材紹介サービス報酬規約」に同意し、人材紹介サービスの利用を申し込みます。

■申 込 者		申込日(ご記入日)	西暦	年	月	日
会 社 名 (申 込 者)	(フリガナ)					印
本社所在地	(フリガナ) 〒					
代 表 者	(フリガナ) 役職	氏名				
採用責任者	(フリガナ) 所属/役職	氏名				
	(電話番号)	(携帯電話)				
報酬支払条件	<input type="checkbox"/> 毎月末締め 翌月 25 日払い <input type="checkbox"/> その他(毎月 日締め、 月 日払い) ※銀行振込による支払いとし、振込手数料は申込者負担とします。					

人材紹介サービス利用規約

第 1 条 (本サービスの内容)

- ちばぎんキャリアサービス株式会社(以下、「CAS」という)は、申込者より明示された求人条件に該当すると思われる人材のうち、申込者に応募する意思がある人材を申込者に対し紹介する(以下、申込者に紹介した人材を「候補者」という)。申込者は、候補者から任意の者を選び、申込者の判断に基づき選考のうえ、その採用の可否を判断する。
- 申込者は、CASに紹介を依頼する求人案件に関して、特別な条件(必要な資格等も含む)がある場合、事前にその旨をCASに通知する。
- CASは、職業紹介事業者として通常課される責任において、人材紹介サービス(以下、「本サービス」という)を誠実に遂行する。
- 申込者は、候補者が他企業の求人に対して応募することがあることを、本契約において確認する。
- 申込者は、候補者の採用を決定した場合、候補者に対して所定の内定通知書(労働基準法第 15 条に基づく労働条件を明示したもの)またはこれと同等の事項を記載した文書を交付し、CASにはその副本または写しを交付する。
- 本契約は、CASが申込書を受領した時点で、申込書記載の申込日(以下、「申込日」という)をもって成立するものとする。ただし、CASが受領後 10 日以内に申込者に対し異議を述べた場合は、CASの承諾はないこととし、本契約は成立しない。

第 2 条 (候補者への求人条件等の開示・公開)

- 申込者は、本サービスに関する求人票作成のために必要な情報を、CASに対し提供する。
- CASは、申込者から提供された情報に基づいて求人票を作成・開示・公開する。申込者は、当該求人票の開示・公開後、速やかに内容を確認し、変更等の必要がある場合は、CASにその旨を通知するものとする。ただし、申込者が当該求人票の開示・公開前に確認を希望する場合、CASはそれに従うものとする。
- 申込者が事前に希望しない旨を指定した場合を除き、CASは、求人票に記載の求人条件、申込者から提供された情報および一般に公開されている申込者の企業情報等のCASが独自に収集した情報等(以下、「求人条件等」という)を、候補者に対して開示・提供できるものとする。
- 申込者が事前に希望しない旨を指定した場合を除き、CASは、CASが候補者を募集する目的で、求人条件等をCASのウェブサイト等において開示・公開できるものとする。

第 3 条 (求人の不受理)

- 申込者は、CASが職業安定法に基づき申込者からの求人の申込みを受理しない場合があることにつき、予め了承するものとする。
- 申込者は、職業安定法に規定される「職業紹介事業者が求人の申込みを受理しないことができる事由」に該当しないこ

とをCASに対し表明するものとし、本契約締結後に当該事由に該当することとなった場合、直ちにCASにその旨を通知するものとする。

- CASは求人の申込みが、次に掲げる場合については、求人の申込みを受理しないことができる。

- 内容が法令に違反する求人
- 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人
- 申込者が労働条件を明示しない求人
- 一定の労働関係法令違反のある申込者による求人
- 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という)などによる求人
- 職業紹介事業者からの自己申告の求めに応じなかった申込者による求人
- その他CASが不相当と判断した求人

第 4 条 (求人申込後の労働条件の変更等)

- 申込者が、第1条、第2条にてCASに対して明示した労働条件の内容を、申込者による面接実施前に変更・特定・削除・追加(以下、まとめて「変更等」という)することとなった場合は、速やかに書面の交付の方法、ファクシミリを利用する方法又は電子メール等を利用する方法(以下、まとめて「書面の交付等」という)により、CASに通知するものとする。
- 明示した労働条件の内容の変更時期が、申込者が候補者と面接等の接触をした後であった場合は、申込者は、職業安定法第5条の3第3項に従い、変更等の内容を書面の交付等の方法により、直接、候補者に明示するものとする。
- 前項の場合、申込者は、CASに対しても、速やかに変更等の内容を書面の交付等により明示するものとする。

第 5 条 (申込者における記録の保管)

申込者は、前条により明示した従事すべき業務の内容等労働条件に関する記録を、当該職業紹介が終了する日まで保管するものとする。

第 6 条 (労働条件通知書の交付)

申込者は、前条により採用を決定した候補者と労働契約を締結するに当たっては、あらかじめ労働条件通知書を、候補者に交付するものとする。

第 7 条 (報酬等)

申込者は、候補者が申込者に入社するに至った場合、「人材紹介サービス報酬規約」に定めたとおりの人材紹介に係る報酬(紹介手数料)を、CASに支払う。

第 8 条 (早期離職者に関する情報提供)

申込者は、採用した候補者に関し、CASが職業安定法第32条の16第3項により「人材サービス総合サイト(厚生労働省職業安定局運営)」への情報提供が義務付けされている「期間の定めのない労働契約をした人材のうち6ヵ月以内に離職した者の数(解雇による離職者を除く。)」を、CASの依頼に基づき、CASに通知するものとする。

第 9 条 (業務提携先への求人条件等の開示・提供)

- 申込者が事前に希望しない旨を指定した場合を除き、CASは、より広範な求職者の中から候補者を申込者に紹介する目的で、求人条件等をCASの業務提携先(ちばぎんグループ各社を含む)に対し開示・提供できるものとし、業務提携先は、目的の範囲内で求人条件等を利用し、またはウェブサイト等において開示公開できるものとする。
- CASは、前項の開示・提供に際し、当該業務提携先に自己と同等の義務を遵守させるよう、責任をもって監督するものとする。

第 10 条 (機密情報・個人情報の取扱い)

- 申込者およびCASは、本契約に関して知りえた相手方の情報(以下、「機密情報」という)および相手方の個人情報(個人情報の保護に関する法律 2 条1項で定義される個人情報をいう。以下同じ。)を厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の同意なく第三者に開示・提供・漏洩してはならない。
- 申込者およびCASは、候補者の同意を得て相手方より開示された候補者の個人情報を、その管理主体として厳重かつ適正に管理するものとし、候補者の同意を得ずに第三者に開示・提供・漏洩してはならない。なお、申込者またはCASが候補者との間で個人情報に関するトラブルが生じた場合、他方当事者の責に帰すべき事由がない限り、他方当事者は責任を負わないものとする。
- 申込者およびCASは、事前に申込者が「希望しない」旨を指定した場合を除き、申込者の求人情報、候補者の個人情報、候補者の入社条件に関する情報等の授受を行う際は、CASの提供するシステムを利用することを確認する。

第 11 条 (ちばぎんグループ各社への取引履歴等の開示・提供)

- 前条に関わらず、申込者が事前に希望しない旨を指定した場合を除き、CASは、ちばぎんグループ各社のサービスを申込者に紹介する目的のために、本契約の存在や取引履歴等を ちばぎんグループ各社に開示・提供できるものとし、ちばぎんグループ各社は目的の範囲内で利用できるものとする。
- CASは、前項に基づき ちばぎんグループ各社に開示した本契約の存在や取引履歴等に関し、ちばぎんグループ各社の当該情報の取扱いについて責任を負うものとする。

第 12 条 (著作権等の取扱い)

本サービスにつき、申込者からCASに提供した申込者に権利が帰属する著作物および広告・情報・記事・写真・イラスト・ロゴ等のコンテンツ(以下、「著作物等」という)に関しては、申込者は、本サービスの目的の範囲(候補者の募集を目的とした広告掲載を含む)においてCASおよびCASの業務提携先が使用することを、予め許諾しているものとする。

第 13 条（業務委託）

1. 申込者は、本契約に関する業務をCAS以外の採用代行会社またはその他の第三者に委託する場合（以下、「委託先」という）、十分な安全管理基準を満たす委託先を選定し、候補者の個人情報についての厳重かつ適正な取扱いを定めた契約を締結し、委託先の当該個人情報の取扱いについて責任を持って監督する。
2. 申込者が、CASに対し、候補者の個人情報を委託先に直接提供することを求める時は、委託先が正当な権限を有する旨を書面（電子メールを含む。以下、本項において同じ。）にてCASに事前通知するものとする。なお、申込者は、委託先に変更があった場合（新たな委託先の選定または委託契約の終了も含む）、速やかにCASにその旨を書面にて通知するものとする。

第 14 条（利用者）

申込者は、本サービスを利用する者（自己の従業員、委託先またはその他の第三者）が、申込者より正当な権限の付与を受けた者であることを保証する。

第 15 条（免責）

1. CASは、申込者に対し、本サービスの利用による採用の確実性、候補者の資質・能力および応募書類等の情報の正確性等、本サービスの効果ならびに候補者に関する保証は行わないものとする。
2. 申込者およびCASは、自己の責に帰すべき事由がある場合を除き、相手方と候補者その他の第三者との間のトラブルについては責任を負わないものとする。

第 16 条（オーナーシップ）

1. 候補者につき、CASの紹介日から 12 ヶ月を経過しない間に、CASの紹介以外の方法によって申込者への応募または紹介がなされた場合、CASの紹介が優先されるものとする。なお、申込者は、CASの紹介前に他の方法による応募または紹介がなされていた場合には、CASの紹介後直ちにCASにその旨を通知し、CASに求められた場合、その事実を証明する書面（電子メールを含む）を提出するものとする。
2. 申込者は、CASの紹介後、特段の事由がない場合、CASへの事前通知なく、候補者と連絡をとってはならない。また、本契約の有効期間を問わず、CASより候補者の紹介を受けた日から 12 ヶ月を経過しない間は、応募方法・職種を問わず、本契約による方法以外で当該候補者を採用してはならない。ただし、CASの責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、この限りではない。
3. 申込者が、派遣契約や業務委託契約等の雇用契約以外の方法に基づき候補者を使用または候補者より役務の提供を受ける場合であっても、使用または役務の提供の開始時点で本契約に基づく報酬が発生するものとし、本契約の全ての条項が準用されるものとする。
4. 申込者は、報酬支払いを免れる目的をもって本条第 2 項に違反した場合、違反行為の対象となった当該候補者 1 名につき報酬相当額の 2 倍の違約金をCASに支払うものとする。

第 17 条（損害賠償）

申込者およびCASは、本サービスの遂行に際し、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を発生させた場合、現実が発生した直接かつ通常の損害を賠償するものとする。

第 18 条（解除）

申込者およびCASは、相手方が本契約に違反した場合および本契約を継続しがたい事由が生じた場合、本契約有効期間中においても、相当な期間を定めて相手方にその旨書面にて事前通知することにより、本契約を解除することができる。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者およびCASは、自らが反社会的勢力に現在および将来にわたって該当しないことならびに反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を現在および将来にわたって有しないことを誓約する。
 - (1) 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
 - (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 申込者およびCASは、自己または第三者を利用して以下各号の行為を行ってはならない。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 申込者およびCASは、自己の下請業者もしくは委託先業者（下請契約もしくは委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が現在および将来にわたって第 1 項に定める反社会的勢力に該当しないこと、ならびに同項各号の関係を有しないことを確約し、また、前項各号に該当する行為を行わないことを確約する。
4. 申込者およびCASは、その下請または委託先業者が前項に違反することが契約後に判明した場合には、直ちに違反した下請または委託先業者との契約を解除し、または契約解除のための措置を採らなければならない。
5. 申込者およびCASは、前 4 項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、相手方に対し調査に協力するよう求めることができる。相手方は、これに必要な資料を提出しなければならない。

6. 申込者またはCASは、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、申込者とCASの間にて締結された全ての契約を解除することができるものとする。この場合、契約の解除を行った申込者またはCASは、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要しない。また、解除を行った申込者またはCASに損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第 20 条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、申込日から 1 年間とする。ただし、期間満了日の 1 ヶ月前までに申込者およびCAS双方から何ら異議申立てのない場合、本契約は同一内容でさらに 1 年間有効とし、以降についても同様とする。
2. 申込者およびCASの間で本サービスと同内容の契約を締結する場合、新たな契約の有効期間開始日をもって、本契約は失効するものとする。ただし、本契約の有効期間中にCASが申込者に候補者を推薦した場合、当該候補者に関しては本契約が適用されるものとする。
3. 本契約に定める第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条、第 16 条第 4 項、第 17 条、本条および第 22 条は、本契約有効期間終了後も有効とする。

第 21 条（協議事項）

本契約に定めなき事項または、本契約の解釈等に疑義が生じた場合は、誠意をもって申込者とCASで協議して、これを解決する。

第 22 条（法令遵守）

1. 申込者およびCASは、職業安定法等の職業紹介に関する法令、労働基準法等の労働関係に関する法令、個人情報の保護に関する法律等の個人情報保護に関する法令、その他本契約に適用される一切の日本国法令ならびに関係官庁の指導等を遵守する。
2. 本契約および本契約に関連する契約に関して申込者およびCAS間で紛争が生じたときは、千葉地方裁判所または千葉簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

人材紹介サービス報酬規約

第 1 条（報酬の確定時期）

ちばぎんキャリアサービス株式会社（以下、「CAS」という）から紹介された候補者の採用を申込者が決定し、入社意思を表明した当該候補者（以下、当該候補者を「採用決定者」という）が申込者に入社した場合、当該入社日をもって、CASは申込者に報酬（紹介手数料）を請求できるものとする。

第 2 条（報酬の算定方法）

1. 報酬は申込者と採用決定者との間で合意した「理論年収」の 35%とする。ただし、別途消費税を加算する。
2. 「理論年収」とは、採用決定者の月次給与・所定外労働手当の 12 ヶ月分および理論上の通年賞与の他、交通費以外の諸手当、報奨金および一時金を合計した金額をいう。
3. 賞与は、「賞与算定基準額×前年度賞与支給月数」で算出する。ただし、賞与支給月数にて算出できない場合は、前年度支給実績を基に算出するものとする。
4. 報酬は 1 円単位とし、1 円未満の端数については切り捨てとする。

第 3 条（報酬の支払時期と返戻金制度）

1. CASは、前条に基づき、申込者に対して報酬に係る請求書を交付するものとし、その際、CASの指定する振込先銀行口座を申込者に通知する。申込者は、「人材紹介サービス利用申込書」に記載の「報酬支払条件」にしたがい、当該報酬を支払うものとする。
2. 「報酬支払条件」に定める支払日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日までに支払うものとする。
3. 採用決定者が入社後、自己の意思により、または就業規則違反等の採用決定者の責に帰すべき事由により、1 ヶ月未満で短期退職した場合には、CASは、申込者から支払われた当該報酬の 80%相当額を申込者に返戻し、3 ヶ月未満で短期退職した場合には、50%相当額を申込者に返戻することとする。なお、専ら申込者の都合により短期退職をすることとなった場合は、報酬の返戻は行わない。

第 4 条（内定辞退）

採用決定者が申込者への入社意思を表明したにもかかわらず入社しない場合（以下、「内定辞退」という）、CASは申込者に報酬を請求しない。なお、採用決定者が内定辞退をしたことについて、CASは自己の責に帰すべき事由がない限り、責任を負わないものとする。

第 5 条（入社時の確認）

申込者は、採用決定者が申込者に入社した場合、遅滞なくCASの指定する方法に従って、入社した事実をCASへ連絡し、また、採用決定者に関する事項（氏名・理論年収・入社日）および報酬に関する事項（料金・請求日・支払期日）の確認を行うものとする。

以 上